

8 東彼杵町規則第 3 号

東彼杵町役場処務規則（昭和 3 9 年規則第 4 号）の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 1 8 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町役場処務規則の一部を改正する規則

東彼杵町役場処務規則（昭和39年規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>（目的）</u> <u>第1条 この規則は、法令等に定めるもののほか、町長及び会計管理者の権限に属する事務を処理させるため必要な補助機関の機構、事務分掌、職務権限及び文書処理並びに町職員の職制及び服務その他必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（班の設置等）</u> <u>第2条の2 臨時又は特別の事務及び前条に定める町長の補助機関により処理することが不適当な事務について、特定の課（法第138条第2項に定める議会事務局及び法第180条の5に定める委員会を含む。次項第1号、第2条の4及び第2条の5において「課等」という。）又は職員を指定し、町長が指定する課に臨時に班を設けて、これを処理させることができる。</u> <u>2 前項に規定する班は、次のいずれかに該当する場合に設置するものとする。</u> <u>（1） 政策立案、計画策定、事務事業の執行等に当たり、2以上の課等から必要な知識、経験等を有する職員の参画を得て進めることが適当な事務</u> <u>（2） その他町長が特に必要と認めた事務</u></p>	<p><u>（趣旨）</u> <u>第1条 東彼杵町役場の処務は、別に定めるものを除く外この規則の定めるところによる。</u></p> <p>[新設]</p>

(班設置の手續)

第2条の3 班の設置に当たっては、そのつど次に掲げる事項を要綱で定めなければならない。

- (1) 名称
- (2) 設置目的
- (3) 設置する課
- (4) 所掌事務
- (5) 構成員
- (6) 設置期間
- (7) 処務を担当する課、係等
- (8) その他必要な事項

(班の構成員等)

第2条の4 班に班長及び班員（以下、これらを「構成員」という。）を置き、当該班の所掌事務に関連する課等の職員のうちから町長が任命する。

2 前項の場合において、町長の補助機関以外の職員を構成員に任命する必要があるときは、当該期間中当該職員は、町長の補助機関の職員に併任されているものとみなす。

3 班長は、前条第3号に規定する課の長を充て、事務を掌理し、班員を指揮監督する。

4 構成員は、第7条に規定する補職及び現職を保持したまま班の職務を兼務する。

(関係課等の協力)

第2条の5 班の所掌事務に関連する課等は、当該班の事務執行に積極的に協力しなければならない。

[新設]

[新設]

[新設]

2 班長は、当該班の設置目的の達成のために、関係する課等に対し協力を求めることができる。

別表第1

事務分掌の区分

(1) 総務課 ～ (3) 町民課 (略)

(4) 長寿ほけん課

ほけん年金係

- 1 診療費その他国民健康保険の財政に関する事項
- 2 国民健康保険加入者の健康管理に関する事項
- 3 国民健康保険運営協議会に関する事項
- 4 後期高齢者医療に関する事項
- 5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項
- 6 国民年金被保険者資格取得及び喪失に関する事項
- 7 特定健診に関する事項
- 8 介護保険事業に関する事項
- 9 介護保険の賦課及び徴収に関する事項
- 10 その他国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険及び国民年金に関する事項

長寿支援係

- 1 地域包括支援センターの運営及び業務に関する事項
- 2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項
- 3 地域支援事業に関する事項
- 4 長寿慶祝事業及び老人クラブに関する事業

別表第1

事務分掌の区分

(1) 総務課 ～ (3) 町民課 (略)

(4) 長寿ほけん課

ほけん年金係

- 1 診療費その他国民健康保険の財政に関する事項
- 2 国民健康保険加入者の健康管理に関する事項
- 3 国民健康保険運営協議会に関する事項
- 4 後期高齢者医療に関する事項
- 5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項
- 6 国民年金被保険者資格取得及び喪失に関する事項
- 7 特定健診に関する事項
- 8 介護保険事業に関する事項
- 9 介護保険の賦課及び徴収に関する事項
- 10 その他国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険及び国民年金に関する事項

長寿支援係

- 1 地域包括支援センターの運営及び業務に関する事項
- 2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項
- 3 地域支援事業に関する事項
- 4 長寿慶祝事業及び老人クラブに関する事業

<ul style="list-style-type: none"> 5 高齢者タクシー利用券に関する事項 6 シルバー人材センターに関する事項 7 高齢者の措置に関する事項 8 <u>その他高齢者の福祉及び支援</u>に関する事項 <p>(5) こども健康課 ～ (7) 建設課 (略)</p> <p>(8) 会計課</p> <p>会計係 (以下の事務について会計管理者を補佐する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 町費及び国費県費の出納決算に関する事項 2 現金有価証券及び証票の管理に関する事項 3 基金及び歳入歳出外現金の出納・保管に関する事項 4 所得税の源泉徴収及び地方税の特別徴収の納付事務に関する事項 5 出納員並びに会計職員に関する事項 6 会計管理者印 (出納事務用) の保管に関する事項 7 その他会計事務に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> 5 高齢者タクシー利用券に関する事項 6 シルバー人材センターに関する事項 7 高齢者の措置に関する事項 8 <u>東部地区コミュニティセンターの管理運営</u>に関する事項 9 <u>その他高齢者の福祉及び支援</u>に関する事項 <p>(5) こども健康課 ～ (7) 建設課 (略)</p> <p>(8) 会計課</p> <p>会計係 (以下の事務について会計管理者を補佐する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 町費及び国費県費の出納決算に関する事項 2 現金有価証券及び証票の管理に関する事項 3 基金及び歳入歳出外現金の出納・保管に関する事項 4 所得税の源泉徴収及び地方税の特別徴収の納付事務に関する事項 5 出納員並びに会計職員に関する事項 6 会計管理者印 (出納事務用) の保管に関する事項 7 その他会計事務に関する事項
---	---

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。